

教職大学院現職院生による教育施策分析の実践：  
静岡県における「知事の問題提起」が与えた教育界  
への影響

|       |                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-05-24<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 島田, 桂吾, 福元, 英美, 梅田, 晃, 澤瀬, 崇, 鈴木,<br>拓史<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.14945/00010152">https://doi.org/10.14945/00010152</a>                                                   |

## 教職大学院現職院生による教育施策分析の実践 —静岡県における「知事の問題提起」が与えた教育界への影響—

島田桂吾\*・福元英美\*\*・梅田晃\*\*・澤瀬崇\*\*・鈴木拓史\*\*

### Practice of the education policy analysis by incumbent graduate students of professional schools for teacher education: Influence on educational front which "the interference of the governor" in Shizuoka prefecture

Keigo SHIMADA・Hidemi FUKUMOTO・Akira UMEDA  
Takashi SAWASE・Takushi SUZUKI

#### 要旨

本稿は、静岡大学教職大学院学校組織開発領域に所属する現職院生が平成 27 年から平成 28 年にかけて授業外で実施した教育施策分析における実践を報告することを目的とする。対象とする教育施策は、ここ数年、知事と教育委員会の対立が報じられてきた静岡県とし、具体的には、①「教育行政のあり方検討会」を通じた学校経営計画書の書式、②全国学力・学習状況調査の結果を受けた授業スタイルの変更、③議会の質問を端に発した補助教材の選定方法、④新教育長の人事について、「教育施策の変容」と「学校現場における受容」という観点から分析を行った。この実践を通じて新聞記事検索等を用いた教育施策の背景を調査することや、研究会での議論を通じて全体像を把握することの重要性等の認識を高めることができた。今後は、教育施策分析の方法の精緻化を図るとともに、それらを通じて身につけた資質能力を検証することを模索していきたい。

キーワード：教職大学院、現職院生、教育施策分析

#### はじめに

本稿は、静岡大学教職大学院学校組織開発領域に所属する現職院生が、平成 27 年から平成 28 年にかけて正規の授業外で実施した教育施策分析に関する実践を報告することを目的とする。

静岡大学教職大学院（以下、本学教職大学院）は、「学校や地域の特性を踏まえた教育実践の改善を職員間の協同に基づいて企画・立案・実践・評価する高度な実践的指導力を備えた教員の育成を図る」ことを理念としている。その上で、現職院生に対しては「地域や学校において指導的・中核的な役割を果たす高度で優れた実践的指導力を備えたスクールリーダーの養成」、学部卒業者に対しては「新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダー的役割を果たすことができる新人教員の養成」をすることが目的とされ、学校組織開発領域、生徒指導支援領域、教育方法開発領域、特別支援教育領域に分かれて指導している。

このうち、学校組織開発領域では管理職の育成も含めたスクールリーダーを養成することを志向しており、現職院生のみが所属している。すでに修了後に指導主事として教育委員会等で勤務するケースも増えてきていることから、教職大学院において教育施策について学ぶことの重要性の認識が高まっている。

これまでも共通科目である「学校経営の実践と課題」や選択科目である「教育政策の流れと学校論」などの正規の授業において教育施策を扱ってきたが、時間の制約などにより、大学教員が教育施策の概要を講義することが多く、現職教員が主体的かつ能動的に教育施策について背景を調べることや、施策の導入によって生じた変化を分析することなどはほとんど行われてこなかった。

そこで、平成 27 年 10 月より、学校組織開発領域に所属する 1 年生から構成される研究会が設けられ、静岡県教育委員会が実施した教育施策のいくつかについて、現職院生が調べた内容を共有し、全体協議を経て文章にまとめるという形式で実施した。

以下では、研究会における協議の経緯を記した後、現職院生による教育施策分析のまとめを記述することで、本実践で得られた成果と課題をまとめる。

\*静岡大学大学院教育学部

\*\*静岡大学大学院教育学研究科大学院生

## 1 研究会における協議の経緯

第1回研究会では静岡県教育委員会が実施した教育施策を分析することを院生に伝えた上で、どの教育施策を事例とするかについて協議を行った。その中で、ここ数年マスコミ等で報じられていた「川勝知事 vs 静岡県教育委員会」の構図を深く理解したいという方向で意見がまとまり、①「あり方検討会」を通じた県立高校における学校経営計画書の書式変更、②全国学力・学習状況調査結果を受けた指導方法等の変容、③補助教材選定の明確化、④新教育長人事、を各現職院生に割り当てることになった。

次に、各事例の実態を掴むために、本学からアクセスできる「静岡新聞データベース plus 日経テレコン」からキーワード検索を行い、該当する記事を収集した。その上で、「静岡県知事 vs 静岡県教育委員会」の構図がどのように報じられたのかを把握するために、時系列的に表にまとめた。

上記の表を元にしながら協議をする中で、静岡県における教育施策は、これまでは教育委員会や学校現場を含めた「教育界」が独自に展開してきたことに対して、静岡県知事の「問題提起」によって、静岡県教育委員会は「教育界」以外への「説明責任」が求められてきたのではないかという意見に集約された。

一方で、学校現場においてはどのように認識されているのかを調べることの必要性が議論され、各事例について資料収集や関係者へインタビュー調査を実施して事例をまとめた。収集したものを元にして議論を展開する中で、学校現場では静岡県教育委員会が重視せざるを得なかったと推測される「『教育界』以外への説明責任」という観点はほとんど認識されておらず、教育界に劇的な変化が生じたとはまでは言えないのではないか、という意見に集約された。このような状況を生み出す要因の1つとして、学校現場において教育施策が展開される背景等について認識が低いからであり、それを克服するためにも教職大学院等において教育施策を分析することの重要性が現職院生間で共通認識として持たれた。

以上の経緯を辿りながら、現職院生が各自で担当した教育施策について、①事例の概要、②教育施策の変化、③学校現場における受容と課題、④本事例から得られた知見と示唆の4点についてまとめた。以下では、各事例をまとめたものを報告する<sup>1)</sup>。

## 2 現職院生による教育施策分析

### (1) あり方検討会における県立学校経営への影響

#### ①事例の概要

平成23年度、教職員の不祥事による懲戒処分<sup>2)</sup>が連続し、安倍徹教育長（以下、安倍教育長）は、臨時校長会で「万策を尽くしてきたが、新たな対応をしないといけない」と強い危機感を訴えた（『静岡新聞』

2011年10月21日付朝刊）。一方、川勝知事は、

「（不祥事の連続は）教育行政自体の中に原因があるとみている。教育は県民の最大関心事。教育現場を踏まえ、教育行政の現実を知らせたい」と教育行政に問題提起する目的を示し、「教育行政のあり方検討会」

（以下、検討会）の新設を決定した（『静岡新聞』2012年2月24日付朝刊）<sup>3)</sup>。検討会でまとめた意見書は4区分40項目からなり、意見書骨子は、①教育委員会の責任と能動的な活動、②市町教育行政の主体性と自立、③事務局の組織体制、④県立学校の経営に対する関与である（『静岡新聞』2013年3月10日付朝刊）<sup>4)</sup>。

#### ②教育施策の変化

検討会の意見書を受けて、県教育委員会事務局の組織が改編され、平成29年度までに100人規模の事務局の教員を段階的に学校に配置することとなった（『静岡新聞』2013年9月26日付朝刊）<sup>5)</sup>。県立学校では、学校経営計画書の期待する効果として、「誰が、何を、いつまでに、どうする」といった記載項目及び作成時期などを幅広く見直すことが提案された。そうした審議の結果により、学校経営計画書の書式及び内容は、図1のように変わった<sup>6)</sup>。平成26年度以降は、県立学校の書式が統一されて、「1.目指す学校像」の中に「(2)目標具現化の柱」が掲げられ、「2.本年度の取り組み」に「取組目標、達成方法（取組手段）、成果目標、担当部署」の欄が設定された。また、年度末の報告書では、自己評価（ABC）・関係者評価（ABC）・意見（記述）の欄が設けられ、こうしたシステムが導入されたことにより、教員は、学校の成果目標に即した自己目標の設定をすることが求められるようになった。

| 平成25年度 学校経営計画書                               |     |     |  |
|----------------------------------------------|-----|-----|--|
| 学校番号                                         | 学校名 | 校長名 |  |
| 1 目指す学校像<br>2 中期的目標<br>3 今年度の重点目標（学校経営目標）と方策 |     |     |  |

| 平成26年度 学校経営計画書                                                 |            |      |      |
|----------------------------------------------------------------|------------|------|------|
| 学校番号                                                           | 学校名        | 校長名  |      |
| 1 目指す学校像<br>(1) 教育目標<br>(2) 目標具現化の柱<br>2 本年度の取り組み 重点目標（シンク）と方策 |            |      |      |
| 取組目標                                                           | 達成方法（取組手段） | 成果目標 | 担当部署 |

図1 県立学校経営計画書  
（出典：県立学校 HP より筆者が一部加筆）

### ③学校現場における受容と課題

学校経営計画書に、「担当部署」の欄が設けられ、担当する責任者が明確となった。教員は、自己目標シート7に学校経営計画書の「成果目標」から自己目標を設定し、1年間の自己評価に反映させることになった。このことは、教員に、自己の業務が学校経営のどの部分で関わっているのか客観視できるという利点が示された。一方で、全体を俯瞰し自己の業務と他の担当部署が協働して学校経営に参画していこうとする意識の醸成が図られたかについての検証は、課題として残されている。

### ④本事例から得られた知見と示唆

静岡県での教育行政のあり方検討会は、川勝知事の方針である「教育行政の実態を県民にさらすこと」を目的に行われた。検討会は、教育に外部の声を取り入れ、改善策を考える機会となったといえる。また、県立学校では、学校経営計画書の書式が統一され、それぞれの部署での目標がはっきりと示されるようになった。計画書により成果目標における個人の責任は明確になったが、学校経営全体を俯瞰する視点を持つ教員が増えたかという点については今後の検証が待たれる。特に、高等学校は、教員個々の専門性が重視される側面が強い。このため、目標に対して全職員が協力して取り組む協働意識を持たせることは困難である、という課題がより顕著になったともいえる。学校経営全体を俯瞰し、個々の教員それぞれの専門性を大事にした取組へと円滑につなげるような役割、いわば担当部署間のコーディネーターの役割を担う教員が、今後重要となる。

## (2) 全国学力・学習状況調査の反省意識

### ①事例の概要

平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査（以下、全国学力調査）の結果が、同年8月27日に公表され、静岡県小学校6年生の国語Aの平均正答率が、全国平均より約5ポイント低く、全国最下位であることが明らかとなった。また、小学校6年生は、国語Aを含み、国語B、算数A、算数Bのすべての調査で全国平均を下回った（『静岡新聞』2013年8月28日付朝刊）。

これを受け、川勝知事は、定例記者会見で、国語Aの平均正答率が県内下位100校の校長名公表を検討する考えを明らかにした（『静岡新聞』2013年9月10日付朝刊）。川勝知事は子どもの学力の責任は教員にあることを強調し、県民に対して、説明責任を果たしていく考えを示した（『静岡新聞』2013年9月11日付朝刊）。しかし、これに対して、県教委から大きな抵抗を受けることとなった<sup>8</sup>。全国学力調査の実施

要領には「学校名を公表しない」というルールが記載されているが、川勝知事は「校長名は学校名ではない」と主張した。最終的には、平成25年9月20日、国語Aの全国平均正答率を上回った公立小学校上位86校の校長名を、50音順で公表した。川勝知事は公表理由を「(努力している)教員を褒めるため」としている（『静岡新聞』2013年9月21日付朝刊）。

### ②「教育界」へ及ぼした変化

一連の全国学力調査をめぐる騒動を受け、静岡県内における調査結果の活用方法、教育現場の学力への意識及び授業改善など、これまで曖昧になっていた点が見直された。県教委は授業改善の参考となるように「チアアップファイル」を作成し、静岡県総合教育センターは全国学力調査の過去問題を参考にして「チアアップシート」を作成した。また、「付きたい力」を身に付けさせるための授業づくりが進められた。それまで主流になっていた「学習課題」―「学習問題」という流れが取り払われ、「学習課題（問題）」の提示を早くし、子どもが取り組む時間と振り返りの時間を十分に確保する授業スタイル重視されることとなり、例えば掛川市では「かけがわ型授業スタイル」が作成された（図2）。

<例>

|      |   |              |
|------|---|--------------|
| 導 入  | → | 導 入 (5分)     |
| 学習課題 |   | 学習問題 (5分)    |
| 学習問題 | → | 追 究 (25分)    |
| 追 究  | → |              |
| まとめ  | → | まとめ (10～15分) |

図2 かけがわ型授業スタイル

（出典：「かけがわ学力向上ものがたり」（2014）

筆者が一部加筆）

### ③学校現場における受容と課題

掛川市では全市を挙げて授業改善に取り組んでいる。平成25年度から平成27年度における掛川市の全国学力調査平均正答率の結果は（表1）の通りである。これを見ると、掛川市の全国学力調査の結果は、平成25年度から平成26年度にかけ、大幅に改善していることが分かる。しかしながら、授業改善が学力調査結果の好転に直接的に影響しているかは定かでない。小学校国語Aの全国最下位という結果が出た翌平成26年度から、多くの学校で「チアアップシート」の活用に取り組んでおり、これも調査結果へ影響を及ぼしたと考えられる。村山功静岡大学教授も「過去問題の活用で子どもの構えができたことは一つあ

る」と述べている（『静岡新聞』2014年8月26日付朝刊）。ただし、平成28年度現在、全県的にはチアアップシートの活用は積極的には行われていないよ

表1 掛川市と全国および静岡県との全国学力調査平均値比較（掛川市のデータをもとに筆者が作成）（◎≥3%, 3>○>0, 0>△>-3, -3≥▲）

| 平均比較 | 科目  | 小学校    |        |        |        | 中学校    |        |        |        |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      |     | 国<br>A | 国<br>B | 算<br>A | 算<br>B | 国<br>A | 国<br>B | 算<br>A | 算<br>B |
| 全国   | H25 | ▲      | △      | △      | △      | ○      | ○      | ○      | ◎      |
|      | H26 | ○      | ◎      | ◎      | ◎      | ◎      | ◎      | ◎      | ◎      |
|      | H27 | ○      | ◎      | ◎      | ○      | ◎      | ◎      | ◎      | ◎      |
| 県    | H25 | ○      | △      | ○      | △      | ○      | ○      | ○      | ○      |
|      | H26 | ○      | ○      | ○      | ◎      | ○      | ◎      | ◎      | ◎      |
|      | H27 | △      | ○      | ○      | △      | ○      | ◎      | ◎      | ◎      |

うである<sup>9</sup>。

また、「かけがわ型授業スタイル」の確立は、授業において子どもが主体的に学ぶ機会を増やし、それが学力向上につながるという利点がある。一方で、発達障害の児童生徒をはじめ、学習の定着に時間を要したり、他者とのかわりに困難を示したりする児童生徒にとっては、基礎基本を定着させる時間を多く確保してあげることが必要な場合もある。

さらに、全国学力調査が関連する教科は国語、算数（数学）、理科であり、他教科の教員は授業改善の必要性を強く感じない恐れがある。「かけがわ型授業スタイル」を大切にしつつ、教員は目の前にいる子どもたちの実態を把握し、創造力を働かせて授業づくりをしていく必要がある。

#### ④本事例から得られた知見と示唆

全国学力調査小学校国語Aの結果が、全国最下位という事実を発端にした川勝知事の教育への問題提起は、静岡県の教育の在り方に示唆を与えた。校長名公表から始まり、調査結果の分析・活用、授業改善の取り組みなど、静岡県がこれまで牧歌的な雰囲気の中、積極的には取り組んでこなかった状況にメスが入れた。各市町では調査結果の分析・活用が進み、授業改善に取り組み、教育の責任を負う覚悟を再確認した。しかしながら、一部の教員は旧態依然の授業スタイルを維持し続けていたり、研究発表会等の一部の機会でのみ授業スタイルを変えたりするなど、教員間の温度差が大きいといえる。平成25年度の全国学力調査小学校国語Aの最下位から3年が経とうとしている今、一部の関係者を除いては、授業改善や結果の分析・考察への関心が薄まりつつある<sup>10</sup>。このままでは再び全国学力調査の結果が下降する可能性がある。し

かし、何よりも目の前にいる子どもたちが、学習指導要領が示す確かな学力を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、教員は日々研鑽に励むべきである。

#### （3）補助教材選定問題と「補助教材『取扱いガイドライン』」の策定

##### ①事例の概要

平成25年度の全国学力調査小学校6年国語A最下位の結果に端を発した補助教材の選定をめぐる、平成25年10月5日県議会一般質問で「新年度が始まる前に教材選定手続きが行われている」「地区によって特定の業者のシェアが高い」として疑問視されたことに対して、安倍教育長は「学習指導が円滑に進められるように、年度末や年度初めに各学校の実情に応じて決定している」と説明した。対応に関しては「県内小中学校を対象に、教材の選定方法について市町教委に実態調査を指導する」という方針を示した（『静岡新聞』2013年10月5日付朝刊）。

川勝知事は平成25年10月25日の定例記者会見で、県内の公立小中学校長が退職後に幹部に就いている静岡県学校生活協同組合連合会（以下、学生協）の販売システムに対し「教員が商売しているのと同じで本当におかしい」と批判し、学生協が扱う学校用品や静岡県出版文化会が編集する補助教材の販売手法に触れ、「両方とも元校長を中心にした本県独自のシステム、県内にも品質の良い学校用品を作る企業があり、学生協の販売は自由競争ではない」と指摘した（『静岡新聞』2013年10月26日付朝刊）。

静岡県行財政改革推進委員会<sup>11</sup>は県内の公立学校で使われる補助教材の選定に関する意見書案において、「（現在の）仕組みそのものを断ち切る覚悟で今後の改革に取り組む必要がある」と指摘した。県教委に対しては、教材作成・販売に関わる民間3団体（静岡県出版文化会、静岡教育出版社、学生協）に改革の実現を働きかけ市町教委にも的確に指導や助言を行うよう要請した（『静岡新聞』2015年2月19日付夕刊）。

##### ②教育施策の変化

静岡県行財政改革推進委員会の意見書を踏まえ、学校における補助教材の取扱いについて、「補助教材『取扱いガイドライン』」（以下、「取扱いガイドライン」）が策定された<sup>12</sup>。

現在、各学校において補助教材の選定の公平性等をより高め、保護者への説明を充実させるために「取扱いガイドライン」が活用されている。また、補助教材の取扱いについて、校長や教員と教材会社との関わり方などの一層の適正化を図るよう指示されている。さらに、市町教委においては市町の学校管理規則等に基づく補助教材の届出・承認に関する手続きを適確に履行

するとともに、各学校に補助教材が適正に取り扱われるよう指導を行っている。補助教材選択資料に関して「取扱いガイドライン」では、前年度に補助教材の効果を検証した上で「評価資料」（図3）の作成及び新年度の補助教材の見本を収集し、新年度に前年度の「評価資料」をもとに選択基準により「選択資料」（図4）を作成し、補助教材の候補を選択することとされている。

| 使用年度 | 使用教科 | 教材名 | 取扱い | 選択基準 | 選択理由 | 選択時期 | 選択者 | 評価 | 備考 |
|------|------|-----|-----|------|------|------|-----|----|----|
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |
|      |      |     |     |      |      |      |     |    |    |

図3 使用補助教材評価資料（補助教材「取扱いガイドライン」（静岡県教育委員会）P13）

| 使用年度 | 使用教科 | 教材名 | 取扱い | 使用後の評価（使いやすさ、理解度、活用度等） | 評価者の氏名 |
|------|------|-----|-----|------------------------|--------|
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |
|      |      |     |     |                        |        |

図4 使用補助教材選択資料（補助教材「取扱いガイドライン」（静岡県教育委員会）P14）

### ③学校現場における受容と課題

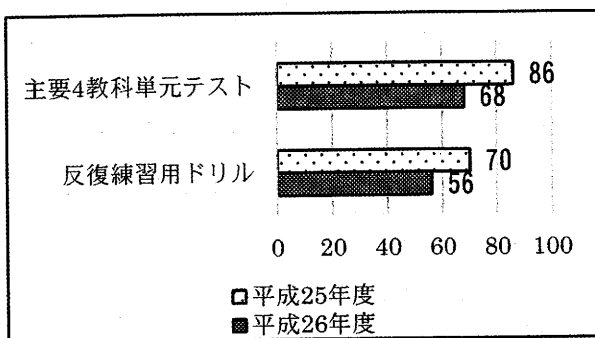


図5 静岡県内公立小学校で採択された補助教材の静岡県教育出版社のシェア（%）（県教委が県議会に提出した資料を基に筆者が作成）

「取扱いガイドライン」には、「補助教材の見本は一業者に偏ることなく、複数の業者の見本を収集して比較・検討することで、より教育効果がある補助教材に結び付く」とある。静岡県図書教材協会の調査で地区別の特定期業者シェアが明らかになり、教育界も自由競争へと開かれたものになるきっかけとなったと言える。図5は静岡県内公立小学校で採択された補助教材

の静岡県教育出版社のシェアを表している。小学校主要4教科の単元テストで、静岡県出版文化会が編集した静岡教育出版社のシェアを見ると平成25年度は86%だったが、県教委の「取扱いガイドライン」策定後の平成26年度には68%に減少している。特に、全国学力調査結果の公表の際に校長名が掲載されなかった富士市などでは静岡県教育出版社のシェアは大きく減少した（静岡新聞2014年9月3日付朝刊）。

しかし、この補助教材問題は平成25年度の全国学力調査小学校6年国語A最下位の結果に端を発していることから、「全国学力調査で正答率をあげるための補助教材」を選ばなくてはならないという教員の意識が反映されている可能性がある。正答率をあげることだけを目的とした補助教材では、授業内容の充実や改善にはつながらない。

各学校は「取扱いガイドライン」に沿って、より教育効果のあがる補助教材を決定するために「評価資料」と「選択資料」を作成し、補助教材の「選択」から「決定」までの記録を残している。これらを有効に活用することで、教員目線ではなく子どもにとって適切な補助教材を使用することや、補助教材の使用によって授業内容の充実や改善にもつなげていくことが課題であると言える。

### ④本事例から得られた知見と示唆

川勝知事が補助教材の販売方法に疑問を投げかけたことで、静岡県教育界の閉鎖性を一般社会に明らかにすることとなり、学校における補助教材については「取扱いガイドライン」により「校長、教員と教材会社等との関わり方」などと共に、一層の適正化が進められている。

学校は補助教材を何のために使うのか、その目的を明確に説明できなければならない。学習指導要領の趣旨を理解した上で「取扱いガイドライン」に沿いながら「評価資料」や「選択資料」を適切に利用し、目の前の子どものために必要なものをしっかりと把握して補助教材の選定をしていくことが求められる。今後も、効率や成果、結果だけにとらわれるのではなく現場の教員の感覚や子どもの置かれている状況を大切にしたい議論が必要である。

### （4）教員出身者以外からの教育長承認問題

#### ①事例の概要

1で述べた「教育行政のあり方検討会」では、県教育長について、他県では教員出身者以外を充てるケースの方が多いということが明らかにされた（『静岡新聞』2013年3月31日付朝刊）。当時教育長には、高校校長経験のある安倍教育長が就いていたが、度重なる不祥事、学力問題、教育委員会制度の見直し等の背景もあり、川勝知事は、平成26年1月、教員出身者から

の県教育長登用を改める方針を正式に表明したが(『静岡新聞』2014年1月6日付朝刊)、安倍教育長は辞意を否定、続投を表明した(『静岡新聞』2014年2月6日付朝刊)。それに對し、川勝知事は「監督としては失格」と安倍教育長続投を批判した(『静岡新聞』2014年2月10日付朝刊)。

平成26年度は安倍教育長が続投したが、平成27年2月、安倍教育長は任期を1年残して退任する意志を固めた(『静岡新聞』2015年2月16日付朝刊)。川勝知事が教員出身者以外から教育長を登用する意向を示していることを受け、県議会2月定例会において、溝口紀子県教育委員長は新教育長について、「知事のイエスマンでは教育委員会が形骸化する」と発言した(『静岡新聞』2015年2月20日付朝刊)。しかしこうした抵抗感もある中、県知事部局は、新教育長に、静岡県立大学名誉教授高木桂蔵氏を起用する方針を固めた(『静岡新聞』2015年2月23日付朝刊)。高木氏起用に対して、「過去の経歴に疑義がある」として、溝口県教育委員長は高木氏の経歴聴取を要請し(『静岡新聞』2015年3月10日付朝刊)、再審査を開始した。県議会は「過去に逮捕歴」と報告し(『静岡新聞』2015年3月10日付朝刊)、総務委員会、臨時会において高木氏起用の人事案を否決した(『静岡新聞』2014年3月18日付朝刊)。これにより県教育長は年度当初不在となった。平成27年5月、川勝知事は、静岡県立大学前学長の木苗直秀氏を起用する人事案を提出し、県議会は臨時会にて木苗氏起用人事案に同意し(『静岡新聞』2015年3月27日付朝刊)、新教育長には木苗氏が正式に就任した(『静岡新聞』2015年5月20日付朝刊)。

## ②教育施策の変化

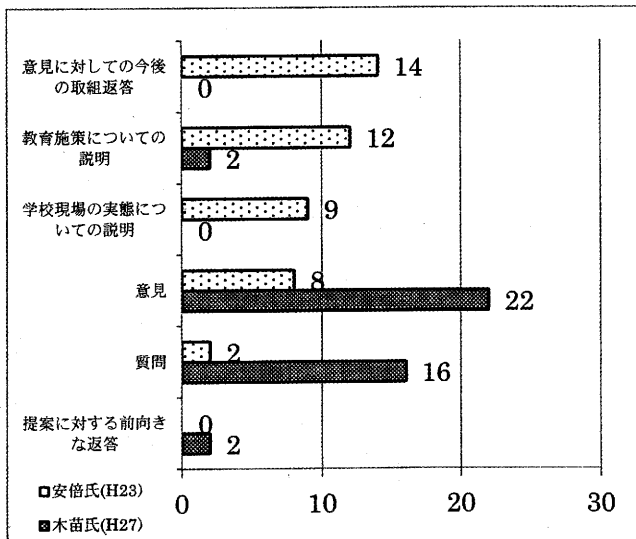


図6 静岡県教育委員会定例会における安倍前教育長と木苗教育長の発言内容比較<sup>13</sup>

これまでの慣例とは異なる教員出身者以外からの教

育長登用について、その属性による発言内容の違いを分析することで、これまでの教育長と新教育長の立ち位置の違いと変化を見てみたい。静岡県教育委員会定例会における安倍前教育長と木苗教育長の発言内容を比較してみると、安倍前教育長は、教員出身の教育長ということもあり、教育施策に関して、教育委員から出てきた意見に対して、今後どうするかという具体的返答や、施策についての説明、学校現場の実態についての説明が多いのに対し、木苗教育長は、教育施策に対する意見や質問を述べる発言が多い。安倍前教育長は、教育施策を推進する立場で教育現場に関することを他の委員に説明する「教育現場の代表」という立ち位置であるのに対し、木苗教育長は、教育現場について他の委員に説明を求め、自らの教育に関する見解を述べて教育界をより良い方向に進めようという「教育行政の長」という立ち位置であることが窺える。

## ③学校現場における受容と課題

安倍前教育長と木苗教育長の発言内容比較から見るメリットとしては、教育現場だけの価値観ではなく、広く社会全体の価値観で教育施策が決められていく可能性があることや、経験からだけではなく、根拠に基づいた施策となっていくという期待がある。他方で、教員出身者以外の教育長だと、これまでのように教育現場の実態や困難さを代弁することは難しいことが予想される。今後、教員出身者以外の教育長が学校現場の実態を把握した上で施策を検討することが求められ、教育界もそのことを受け止めて、子どもたちや学校現場に混乱を招かない教育施策となるようにしていくことが必要である。しかしながら、義務教育段階の一般教員にとって県教委長及び教委は遠い存在であり、知事が問題提起した教育施策であっても大きな影響や変化を認識するとは限らないことが推測される。

## ④本事例から得られた知見と示唆

今回の教育長承認問題では、これまでの慣例を変え、教員出身者以外から教育長を選ぼうとする川勝知事と、知事が慣例を崩そうとすることに対して危機感をもつ教育界が抵抗するという構図が浮き彫りになった。これまで教育界が大切にしてきたものを守っていくことは勿論重要であるが、受容という側面から見ると川勝知事がこれまでの慣例を崩そうとしたことは、教育行政組織のあり方や教育施策と教育の方向性を誰が決めるのかという問題を考え、学校現場が無自覚に踏襲してきた慣例を省察し、開かれた教育界として外部からの意見も時に受容し、変わっていくべきものと変わらず大切にしていけるべきものを精査していく必要性を示唆したとも言える。

まとめ

本稿は、現職院生が授業外で実施した教育施策分析について報告した。これらの成果が具体的に表れるのは現職院生が学校現場等へ戻った後になるが、この実践を通じて新聞記事検索等を用いた教育施策の背景を調査することや、研究会での議論を通じて全体像を把握することの重要性等の認識は高まったように推察される。

ただ、正規の授業外であったことから時間等の制約があり、分析についても客観性を持った証拠や科学的な分析・検証を行うところまでには至らなかったとともに教育施策分析を通じて現職院生に身についた資質能力を検証するまでには至らなかった。次期学習指導要領改訂作業の中でキーワードとして示されている「開かれた教育課程」や「カリキュラムマネジメント」を学校現場で具現化するためには、一般教員が教育界の「外」の動向をふまえながら、教育界全体を俯瞰した上で自らの教育活動を省察し、改善を図ることが求められると言える。このような視点や力量を備えた教員を育成につなげられるように、現職院生による教育施策の捉え方を育成する手法等の改善を図りたい。

#### <註>

- 1 「はじめに」、1、「まとめ」は島田、2 (1) は福元、2 (2) は梅田、2 (3) は澤瀬、2 (4) は鈴木が担当した。
- 2 平成 23 年は 13 件が懲戒処分となった。
- 3 「教育行政のあり方検討会」は、県教委の機能発揮や市町教委、学校への支援などのテーマを中心に議論された。座長は興直孝静岡文芸大理事とし陰山英男氏ら外部有識者 9 人の委員で構成。会合は 6 月、9 月、12 月に行われ、3 月の最終会合で意見書がまとめられ知事に提出された。
- 4 不祥事が続発したことに端を発した検討会であったが、教育行政体制の見直しに主眼が置かれ、不祥事対策は盛り込まれなかった。
- 5 組織見直し案のポイントは、教育事務所に地域支援課（仮設）を創設。市町教委の自立や学校を支援、小規模自治体に県費負担の指導主事を条件付きで配置、事務局の教員出身者の学校への配置は今後 5 年間で 100 人規模を想定。
- 6 平成 16 年度から校長が主体的に予算編成から執行までを行う学校経営予算制度を実施。学校経営計画書に具体的な取組目標（数値目標）を記載するようになっていた。
- 7 「教育行政のあり方検討会」参考資料（平成 24 年 6 月 16 日）(5) 教職員人事評価制度に記載。自己目標シートは、教職員が、学校経営目標、グループ目標との連鎖のもとに、重点的に取り組む内容について今年度の目標を設定し、年度末に自己目標の達成度を評価、

これを次年度の目標設定や業務の改善に生かす、となっている。

8 県教委は定例会（平成 25 年 9 月 13 日）にて、川勝知事に対し（校長名の）非公表を要請する方針を決め、同 17 日に安倍教育長が川勝知事に直接要請した。

9 「チアアップシート」および「チアアップファイル」の活用状況について、静岡大学教職大学院現職院生（小・中学校籍の教員）を中心に調査したところ、所属校にて前者のみ使用していると回答した学校が 6 校、後者のみ使用していると回答した学校は 0 校、両方とも使用していないと答えた学校は 19 校であった。

10 平成 25 年度に当時 6 年生だった児童が、本年度中学 3 年生として調査を受けることから、注目は集まった。

11 静岡県では、「静岡県行財政改革大綱」（計画期間：平成 26～29 年度）の取組状況の検証・評価、進捗管理や一層の改革が必要な課題、時代の変遷による新たな課題について検討するため、「静岡県行財政改革推進委員会」を設置し、企業経営者、学識者らの意見を、改革に反映させている。平成 26 年度は、年間 7 回開催。

12 補助教材「取扱いガイドライン」（平成 28 年 3 月改定版）は静岡県教育委員会義務教育課ホームページに掲載されている。

（<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku.kk-060/>）

13 静岡県教育委員会 HP の定例会議事録より筆者が教育長の発言を分類し集計したもの。安倍前教育長は平成 23 年度定例会（第 1 回～第 23 回）、木苗教育長は平成 27 年度定例会（第 4 回～第 19 回）での発言。公開されている資料の制約により、安倍前教育長は就任 2 年目、木苗教育長は就任 1 年目の発言を分析した。